

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たる日は、その翌日)

告 示

鳥取県告示第五百六号

鳥取県土地利用基本計画を平成元年三月三十一日変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、次のとおり公表する。

平成元年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地利用基本計画図中智頭町の農業地域、智頭町、泊村、東郷町、北条町、大栄町、三朝町、倉吉市、関金町、東伯町及び赤碕町の森林地域並びに岩美町及び福部村の自然公園地域に係る部分を次の図のとおり変更する。（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県企画部交通・土地対策課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年四月十八日

目 次

- ◇ 告 示
 - 土地利用基本計画の変更（交通・土地対策課）
 - 土地改良区の役員の就任（二件）（農村整備課）
 - 土地改良区の役員の就退任（二件）（〃）
 - 土地改良区の役員の退任（〃）
 - 保安林の指定の解除予定（造林課）
 - 土地収用法による土地の立入り（管理課）
 - 開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）
 - 災害危険区域の指定（建築課）
 - 収入証紙の小売りさばき人の指定（会計課）
 - 鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正（〃）
 - 選挙管理委員会の招集
- ◇ 選 管 告 示
 - 鳥取県指定天然記念物の指定（文化課）
- ◇ 教 委 告 示
 - 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇ 公 安 告 示
 - 公文書公開条例運用状況（広報文書課）
- ◇ 探 石 業 務 管 理 者 試 験 の 実 施 （河川課）
- ◇ 正 誤
 - 平成元年三月三十一日付鳥取県公報号外第二十八号中訂正

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 本川 一孝 倉吉市下古川五一

〃 永田 旨徳 東伯郡大栄町大字東園四一八一

平成元年四月一日就任 任期平成四年十月二十三日まで

鳥取県告示第五百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり上北条土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 本川 一孝 倉吉市下古川五一

平成元年四月一日就任 任期平成二年四月二十一日まで

鳥取県告示第五百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が退任し、及び就任し

た旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 波多野 俊爾 八頭郡郡家町大字西御門一五五一

〃 坂本 清実 船岡町大字船岡二九八一

〃 西川 佳敏 河原町大字今在家六三五

〃 富山 武雄 大字徳吉二六〇

〃 坂本 昭典 郡家町大字市谷四一七

〃 大川 邦義 船岡町大字下濃一六一

〃 沖田 満寿雄 大字船岡六五七

〃 中川 竹治 大字郡家三〇四

〃 岩城 義信 大字船岡四五九

〃 梶川 昭基 河原町大字高福二一五

〃 下田 弘紀 郡家町大字殿五四二

〃 沢田 照夫 大字米岡一六〇

〃 村田 敬之 大字久能寺二七七

〃 神戸 一 大字万代寺二二二

〃 岸田 義則 大字石田百井一六五

〃 森木 信幸 大字土師百井二三七

〃 山崎 一男 大字池田二七二

〃 兼田 豊治 船岡町大字坂田一〇五

山本 惠治 河原町大字三谷三五八
 谷 建一 大字片山一一三
 監事 豊口 文男 船岡町大字福井三三四
 細田 文雄 郡家町大字大門一七一
 渡 辺 憲一 河原町大字山手三八〇

平成元年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 坂本 清実 八頭郡船岡町大字船岡二九八一
 下田 弘紀 郡家町大字殿五四二
 谷 健一 河原町大字片山一一三
 森 木 信幸 郡家町大字土師百井二三七
 沢 田 弘見 大字米岡一八九
 中川 竹治 船岡町大字郡家三〇四
 西尾 政憲 河原町大字山手一三一
 監事 田中英治 大字三谷一五三一
 尾崎 伊都雄 郡家町大字久能寺二八一
 大川 邦義 船岡町大字下濃一六一
 平成元年四月一日就任 任期四年

鳥取県告示第五百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から役員が退任し、及

び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 鷲見 肇 米子市大袋二七八
 江原 孝義 青木九二二一三
 江原 利喜 五四八
 江原 明 九六六
 深田 良耕 榎原一四四四
 三吉 孜 八〇〇
 松林 哲郎 八四三
 山本 守 三七七
 乗本 吉郎 橋本二五七
 乗本 昭一 三〇二
 加藤 伸一 二〇八
 監事 長谷川 芳美 青木五一〇
 田中 照 一一一八一二
 牧田 孝男 榎原五八〇
 山川 守 橋本二〇二
 平成元年三月二十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 鷺見 肇 米子市大袋二七八

江原 孝義 青木九二二一三

江原 利喜 五四八

田中 照 一一一八一二

松林 哲郎 榎原八四三

三吉 孜 八〇〇

深田 良耕 一四四四

山本 守 三七七

乘本 吉郎 橋本二五七

乘本 昭一 三〇二

山川 守 二〇二

谷本 実 青木五五四

米田 恒文 一一一三〇

牧田 令治 榎原五三四

加藤 仙三 橋本三〇六

平成元年三月二十一日就任 任期四年

鳥取県告示第五百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 池 本 嘉 昭 東伯郡大栄町大字東高尾四三二

平成元年三月三十一日退任

鳥取県告示第五百十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字八幡字山ノ下一八四の一・一八九・一九〇の一・

一九一の一・一九二の一・一九三の一・一九四の一（以上七筆につい

て次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

二(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字赤碓字花見一九三三の三（次の図に示す部分に限

る。)

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線境港南線新設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市富益町、和田町及び大篠津町並びに境港市佐斐神町、財ノ木町、麦垣町、新屋町及び高松町

四 立ち入ろうとする期間

平成元年四月十八日から同年九月三十日まで

鳥取県告示第五百十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年三月十七日 鳥取県指令受都計三一二第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市宗像字目ヶ平、字セイゴ谷、字セイゴ谷山及び字東前田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市昭和町二五

美保開発企業株式会社

代表取締役 野津一成

鳥取県告示第五百十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年七月二十八日 鳥取県指令受都計三一二第十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市下新印字平木ノ二

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原三六

米子市農業協同組合

組合長理事 渡邊信市

鳥取県告示第五百十六号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二
条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各管轄土木事務所並びに関係
市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成元年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

西大路地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次に
直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線により囲ま
れた区域（昭和五十六年三月鳥取県告示第二百八十七号で指定した区
域を除く。）

土 地 標 柱

鳥取市西大路字土居一〇〇 一号

字大谷北ヒラ一六二 二号

一六〇一 三号

字土居一一六 四号

一一四 五号

二 名称

尾原地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次
に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十六号を直線で結んだ線により
囲まれた区域

土 地 標 柱

倉吉市尾原字御影三六二一六 一号

三六五十四 二号

三六五十一 三号

三六七十一 四号

三六六一三 五号

三五九一 六号

〃	三四四一	七号
〃	三四六	八号
〃	三三八一	九号及び十号
〃	字立原五二八一	十一号
〃	五二七一六	十二号及び十三号
〃	字御影三四〇一二	十四号
〃	三四一一三	十五号
〃	三四一	十六号

三 1 名称

字野地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

標 柱

〃	東伯郡羽合町大字字野字石脇七五六一	一号
〃	七三五二二	二号及び三号
〃	字北尾五六七	四号
〃	字東屋敷八六三	五号
〃	八二一一三	六号
〃	八七八一一	七号
〃	字石脇七六二一三	八号

四 1 名称

本泉地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

標 柱

〃	東伯郡三朝町大字本泉字宮ノ前二一九	一号
〃	二二〇	二号及び三号
〃	字宮ノ馬場八七六	四号から六号まで
〃	字宮ノ前二五八	七号
〃	二四九	八号
〃	二二六一一	九号
〃	二二二	十号

五 1 名称

倉坂地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

標 柱

〃	東伯郡東伯町大字倉坂字日當四五三	一号
〃	字家ノ上一二五九	二号
〃	一二五八	三号
〃	字清水平一二六一一	四号及び五号
〃	字日當四四三一	六号

六 1 名称 四七七一 七号

福井地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土地

地

標 柱

西伯郡淀江町大字福井字村上屋敷二二七 一号及び二号

字東畑ケ谷二六九一 三号

字村下屋敷二三四 四号

字村上屋敷二二六 五号

七 1 名称

江尾地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱四号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土地

標 柱

日野郡江府町大字江尾字町尻り瀧下四七一九地先国有地 一号

字イチャウノ段一二五 二号

字銀杏ノ段一三四一〇 三号

字上宮ノ段四八一二 四号

鳥取県告示第五百十七号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成元年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成元年四月二十日	四六三	鳥取市秋里二一八一	株式会社山陰合同銀行千代水支店	鳥取市秋里二一八一株式会社山陰合同銀行千代水支店

鳥取県告示第五百十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、平成元年四月二十日から施行する。

平成元年四月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

県立中央病院出張所

鳥取市江津

を

県立中央病院出張所	鳥取市江津
千代水支店	鳥取市秋里

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

平成元年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成元年四月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 一 日時 平成元年四月十九日(水) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会
- 三 議題

- 1 参議院議員通常選挙の主な事務処理日程について
- 2 明るい選挙推進月間実施要領について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)第三十条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をする。

平成元年四月十八日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

天然記念物の部

名 称	所在地又は地域
マテバシイの北限地帯 (智光寺の樹叢)	東伯郡赤碕町大字赤碕字西中条一三二〇―一 うち実測一、三六二・一四平方メートル
洲河崎のカツラ	日野郡江府町大字洲河崎字後山一四九

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年四月十八日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ニューヤンキーIV	株式会社ニューギン
	ハッピーランド	
	ハッピーランドV二	
	アフリカンボーイP二	株式会社ソフィア
	サーキット	
	イルミネーション	
	いらっしやい	マルホン工業株式会社
	デンジャー	
	デンジャーII	サミー工業株式会社
	アレンジボール遊技機	

アンケートム	
パカンス	太陽電子株式会社

公 告

鳥取県公文書公開条例（昭和63年3月鳥取県条例第2号）第17条の規定により、昭和63年10月1日から平成元年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成元年4月18日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 公文書開示請求の件数及び処理状況 (件)

公文書開示請求	処 理 状 況	
	開 示	非開示
1	0	1

2 公文書開示請求の実施機関別内訳 (件)

知	事
	1

知 事 (企 業 局)	0
教 育 委 員 会	0
選 挙 管 理 委 員 会	0
人 事 委 員 会	0
監 査 委 員 会	0
地 方 労 働 委 員 会	0
収 用 委 員 会	0
鳥 取 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0
合 計	1

3 開示請求者の区分

(件)

県の区域内に住所を有する者	1
県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	0
合 計	1

4 不服申立ての件数及び処理状況
なし

5 行政情報室 (県政情報コーナー) における情報提供件数
(件)

相談・案内	資料閲覧	合 計
330	929	1,259

採石法 (昭和25年法律第 291 号) 第32条の13第 1 項の項定に基づき、第18回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成元年 4月18日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

1 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 岩石の採取に関する法令 (環境保全関係法令を含む。)	2時間30分
イ 岩石の採取に関する技術的な事項	

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 平成元年 6月 6日 (火) 午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館第 2 会議室及び第 3 会議室

3 受験の手続

次の書類を最寄りの土木事務所へ提出のこと。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。
- (3) 写真
手札型とし、出願前 6 箇月以内に撮影した正面、上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの
- 4 受験手数料及びその納付方法
 - (1) 受験手数料 5,400円
 - (2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。
- 5 受験願書の提出期間
平成元年 4月27日 (木) から 5月23日 (火) まで
- 6 その他
 - (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
 - (2) 受験についての詳細は、土木事務所に問い合わせること。

正 誤

平成元年三月三十一日付鳥取県公報号外第二十八号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	誤	正
六	100,000,000円	1,000,000円